

違反是正は人命救助！ 法令違反の根絶に向けた取組(1)

札幌市消防局特別機動査察隊



「違反是正は人命救助である！」この言葉は災害活動で消防部隊が勇猛果敢に救助活動を遂行しているのと同様に、札幌市消防局査察員が市民・観光客を火災から守るという情熱、困難な時も法の精神を貫く勇気、そして、違反は絶対に許さないという強い信念のもとに法令違反の根絶に向け、挑戦し続ける原動力となっている。

本稿では特別機動査察隊の発足から3年目を迎えた当局の取組と違反処理事例を紹介する。

札幌市の紹介

人口190万人を超える札幌市は、豊かな自然と都市機能が調和する北の都と呼ばれ、さっぽろ雪まつりをはじめ、様々なイベントが1年を通じて開催され、先般開催されたAPEC貿易担当大臣会合など、国内外から年間1,300万人近

くの観光客が訪れている。

中でも中心部に位置する全国有数の繁華街ススキノ地区は、商業拠点、文化交流の地として多くの市民や観光客で賑わいを見せている。

本市の防火対象物は現在約7万件に及び、建物の大規模化・高層化が進み、その使用形態、所有・管理形態が複雑多様化している。また、一方では、商業地域に古くから店を構えている木造建築物が点在している。

査察執行体制の転換点

本市の査察執行体制は、従来、すべての防火対象物を年に1度くまなく立入検査を実施する体制から、一定の用途ごとに実施年を分類するサイクル化などの変遷をたどってきたが、平成19年度から、査察のあり方、違反是正の手法、さらには消防部隊の有機的な活用

を含めた1年余りの検討を経て、平成20年4月1日から査察執行体制を一新した。

新たな査察執行体制は、①違反対象物に特化した査察の実施、②違反内容に応じた危険度のランク付け（違反トリアージ）、③警告・命令への移行基準の明示、④違反是正を補完する消防部隊の優良対象物への関与など、量から質への転換を目指したのが大きな特徴である。

この抜本的な改革により、違反是正に重点を置いた査察執行体制がスタートしたが、その矢先に、観光客を含む3名の尊い命が奪われた「ススキノ地区の特殊浴場火災」が発生したのである。

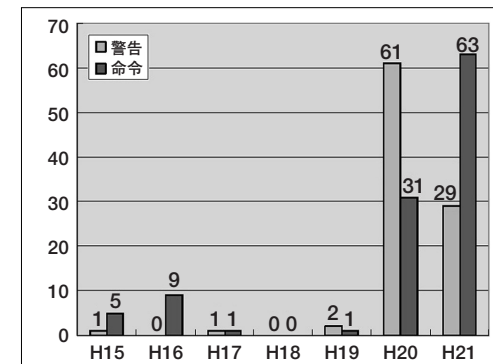
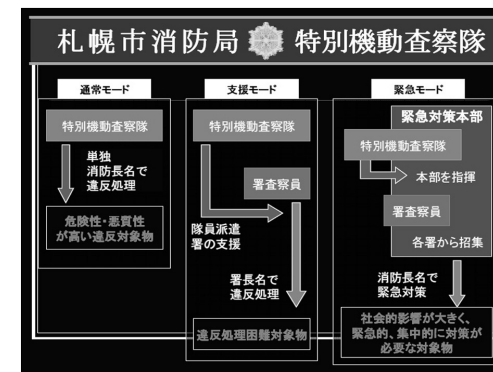
この建物は、長期間にわたり消防法令の違反を継続し、度重なる是正指導に応じていなかったが、その一方では行政指導の域を脱しえず是正させることができなかった当局の姿勢についても厳しい批判を受け、当局として法令遵守を関係者に徹底させることの重要性を再認識する大きな転換点となった。

4.28火災と特別機動査察隊の発足

この特殊浴場火災の惨事から丸2年が経過した今、あの天守閣を模した建物は現在取り壊され、華やかなネオン街が建ち並ぶ一角は更地と化している。

当局では、この火災直後からこれまで必死の思いでススキノ地区の違反是正に取り組んできたこと、そして、火災の犠牲となった命の重さを胸に刻み、この惨事の教訓を決して風化させないためにも「4.28火災」の悲劇を伝え続け、今後もススキノ地区の安全・安心宣言の実現を目指していく方針である。

特別機動査察隊は、平成19年度における査察執行体制の抜本的改革の際に検討していた消防局直轄の違反処理専門チームであるが、「4.28火災」を契機として緊急的に発足させたものである。当初は兼任体制として、査察計画の企画立案、消防法令の解釈・運用、各消防署の査察員への指導・助言等を日常業務として行っていた予防部指導課指導係の職員



(写真左から)遠藤予防部長、木下弁護士、東海林指導課長
特別機動査察隊長(設楽)、特別機動査察隊(篠森、咄下、更科)
(図左上)特別機動査察隊の運用概要図
(図左下)違反処理件数の推移

5名で編成し、市内全域の重大な法令違反の是正に向けて、これまで当局がなかなか踏み切れなかった行政処分や告発など厳格な権限行使を行うことを目的として平成20年5月26日から運用を開始した。

なお、恒常的かつ継続的な違反是正事務への専従体制を整備し、違反是正の機動力と所轄消防署への強力な支援、コントロール体制を確立する必要があることから、財政難のなか、職員定数、機構編成など必死の要求により、平成21年4月1日からは、係長以下4名の違反是正専従係である「機動査察係」が予防部指導課に誕生した。機動査察係の基本的な任務としては、専従体制による違反是正の実働はもとより、各消防署における違反是正の進捗状況を管理し積極的な助言指導を与えるとともに、必要に応じて各消防署へ係員を派遣して技術支援にあたっている。

研修体制

当局では、組織的な違反是正能力の向上を図るために、次の研修体系を構築し人材育成を展開している。

このほか、当局では歳末時期に各消防署から査察員、消防部隊を招集し、夜間無通告査察を実施しており、特別機動査察隊による実

地研修（吏員命令の行使）を行っている。

この取組において、消防署査察員による消防法第5条の3第1項の発令がスタンダードになりつつあり、昨年末には、当局初となる消防部隊による同命令事例があり、今後も予防・警防が一体となった人命危険の排除を展開していきたいと考えている。

ススキノ地区の劇的な変化

「4.28火災」の直後、すべてのソーブランド39店舗、すべてのファッションヘルス186店舗に対する緊急一斉査察を実施したが、その結果、全体の約9割に消防法違反が認められた。この違反対象物に対しては警告・命令の措置を講じ、2カ月後には消防用設備等及び防火管理業務違反をすべて是正させた。

その翌年、平成21年4月28日の無通告査察では、実施した風俗店舗のうち約2割に消防法違反（避難施設の維持管理不適）が認められた。

本年4月28日の無通告査察では、実施した風俗店に消防法違反は認められなかった。

このように、「4.28火災」直後の建物関係者は、違反措置に対する不満をあらわにし、罵声を浴びせる者も多かったが、警告・命令後における法令遵守に向けた関与を続けたこ



とによって関係者らの意識に変化がみられ、違反予防が根付きつつあると考えている。

関係機関との現場連携

「4.28火災」を契機として、ススキノ地区を所管する北海道警察、市保健福祉局保健所、市都市局建築指導部、市中央区役所と当局とで構成する「ススキノ地区雑居ビル等安全安心対策連絡協議会」を設立した。

これは、様々な法令規制がある中で、安全・安心を共通の目的とする行政機関が、従来の縦割りを脱却して横軸の連携を進めることができないかという発想から始まり、これまで行っていた情報交換の域を脱して、各機関の担当者が同じ現場に足を運び、一体となって法令違反を是正させ「確固たる安全」を形にしようと考えた取組である。

設立から3年目を迎えるが、前述のススキノ地区風俗店に劇的な変化がみられるようになったことが目に見える効果として表れてお



り、また、職員間のコミュニケーションにおいても、担当者が現場で顔を合わせることで、相互の業務理解が深まり、日常業務でも自然と情報が行き来するようになったことも大きな成果であり、この現場の最前線で生まれた連携をより一層深めていきたいと考えている。

法務サポート

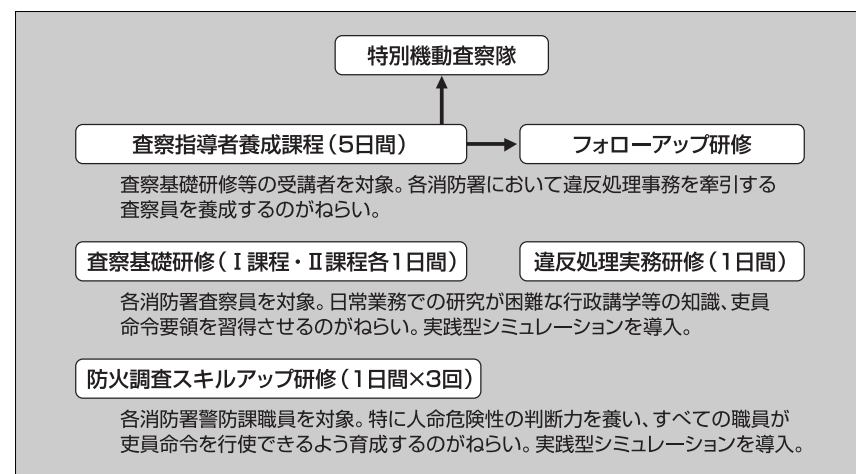
当局では、消防業務に関する法的な諸問題に的確に対応するため、平成14年度から消防局庁舎に在籍する委託弁護士の木下尊氏（きのした たかし）先生による法務相談体制を確立している。

特に査察業務においては、違反是正における法令適用の考え方、立証手法、違反者として名あて人を特定する際の権利関係の考え方、違反措置に対する行政手続きなどのアドバイスを定期的に受けることが可能となり、特別機動査察隊をはじめ消防局全体にとって大きな支えとなっている。

違反是正業務には多岐にわたる法の領域が関係していることは言うまでもないが、一つひとつの事例を通して、法律の理解を深めていくことは極めて大切であると考えている。

木下尊氏弁護士のコメント

違反是正業務には、消防法のみならず、民法、刑法、行政法など様々な分野にわたる法律知識の習得が不可欠となります。また、新



研修体系図



宿歌舞伎町雑居ビル火災を契機として、消防の違反是正のスキルは飛躍的に向上しましたが、社会の急激な変化に伴い、既存の違反処理の枠組みでは捉えられない防火対象物が新たに出現しています。これからの予防行政には、こうした変化に柔軟かつ迅速に対応できる組織体制が求められますが、札幌市消防局では特別機動査察隊がこの役割の担い手＝旗がしらとなって、法令違反の撲滅に向けて精力的に違反是正に取り組んでいます。

今後に向けて

特別機動査察隊は、これまで長期間是正されていなかった重大違反（スプリンクラー設備未設置、自動火災報知設備未設置、避難器具未設置、建築構造不適等）を一つひとつ改善させてきたが、いずれも手探りの状態からのスタートで、まさに苦労の連続であった。しかしながら、その時々、全国の違反是正を担当されている方々からの的確なアドバイスを賜り、その一つひとつが当局の違反是正手法の貴重な財産となっている。

また、本寄稿の際に木造3階建の飲食店に対し、当局初となる消防法第5条の2第1項第2号に基づく3階部分の使用禁止命令を発令することとなったが、違反是正の難しさをあらためて痛感したところである。

命を守る消防法令が実際に防火対象物の関係者に遵守されるようにするのが予防行政の究極の目的であり、まさしく違反是正は最後の砦であると言える。

法令を遵守させる際には、地道な立証作業（論理的な立証手法）を経て行政処分等の権限を行使することになるが、必要な違反調査を

進める段階から、人と人とのぶつかりあい（コミュニケーション）が始まり、査察現場の最前線において様々な関係者と接触する労力は、まさしく災害現場における人命救助の如く必死の活動が展開されている。

時には心が折れそうになり、常に高いモチベーションを維持するのは大変なことではあるが、違反是正は人命救助であり、市民・観光客の安全・安心に確実に貢献できる崇高な任務であるという高い志を持ち続け、法令遵守を徹底させていきたい。

結びに

このたび、当局の特別機動査察隊を本稿にてご紹介させていただいたが、法令違反の根絶に向けた取組は、まだ始まったばかりで、課題は山積している。

違反是正は誰のためにするのか、それは「利用する施設は消防が安全にしているはずだ」と信じている市民、観光客はもちろんのことである。また、近年の火災の惨事における刑事事件の観点からは、防火対象物の所有者、関係者の方を守るという側面も有しているものと考えている。

当局は、この組織的な違反是正の潮流を滞らせることなく、市民・観光客そして建物の関係者を守るべく、総力を挙げて安全確保を図っていく所存である。

（以下、次号に続く。）



札幌市消防局予防部長 遠藤敏晴